

(お知らせ)

平成 26 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について

平成 28 年 3 月 31 日 (木)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通 : 03-5521-8299
代 表 : 03-3581-3351
室 長 : 行木 美弥 (内線 6540)
係 長 : 松戸 孝雄 (内線 6549)
係 員 : 北村 陽典 (内線 6545)

都道府県等からの報告に基づき、平成 26 年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、平成 26 年度は 13,136 件であり、前年度に比べ 656 件減少し、11 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 3,524 件（全体の 26.8%）、サービス業・その他が 2,117 件（同 16.1%）、個人住宅・アパート・寮が 1,484 件（同 11.3%）等でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 26 年度末時点での全国の市区町村数の 73.7% に当たる 1,283 市区町村でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 26 年度末時点の臭気判定士免状の取得者数が 3,109 名（前年度 3,189 名）となりました。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

平成 26 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、4,965 件でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,902 件、報告の徴収は 362 件、測定は 84 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 36 件でした。同法に基づく改善勧告は 1 件、改善命令は 0 件でした。また、行政指導が 1,321 件行われました。

3. 調査結果の詳細

3-1. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成 26 年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 13,136 件と平成 25 年度 (13,792 件) から 656 件 (4.8%) の減少であり、11 年連続での減少となった。ただし、苦情件数が 1 万件前後であった平成 3 ~ 5 年度と比較すると、依然として高い水準である (図 1)。

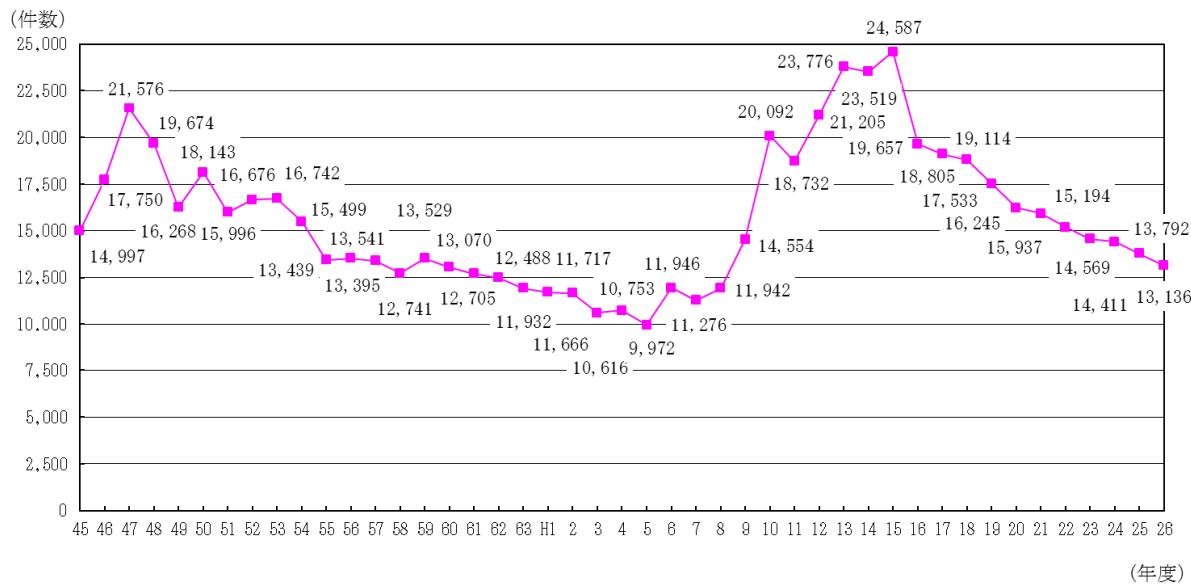


図 1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 26 年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、3,524 件で全体の 26.8% を占めた。第 2 位はサービス業・その他の 2,117 件 (全体の 16.1%)、第 3 位は個人住宅・アパート・寮の 1,484 件 (同 11.3%) であった (図 2、図 3)。

前年度と比較すると、工場・事業場 (サービス業等) が 161 件 (2.3%)、規制対象外の発生源 (個人住宅等) が 496 件 (7.2%) それぞれ減少した。

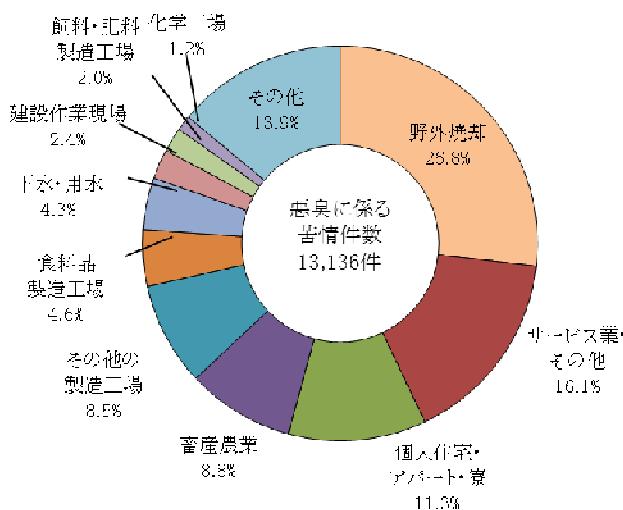


図2 悪臭に係る苦情の内訳
(平成26年度)

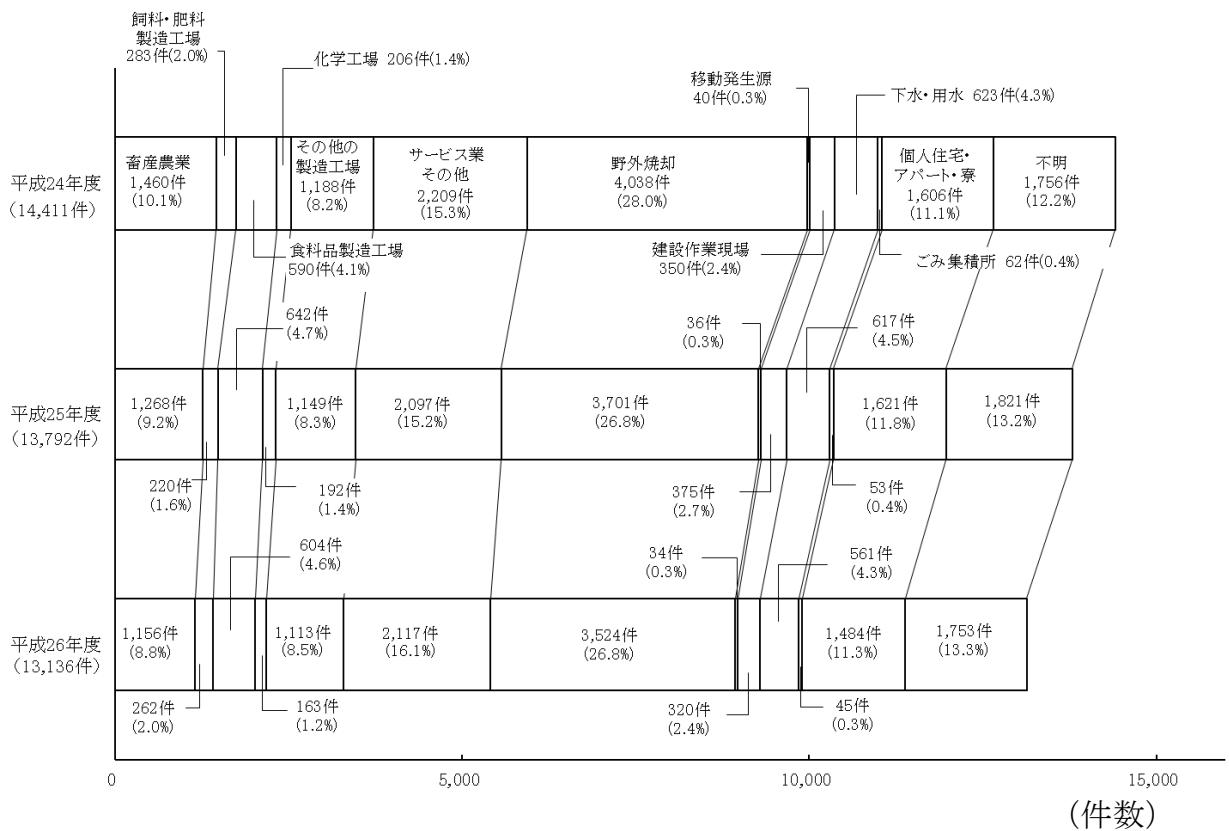


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

※四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

(3) 都道府県別の苦情件数

平成26年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,416件が最も多く、次いで愛知県1,192件、神奈川県1,183件、大阪府848件、埼玉県728件の順となっている。これら上位5都道府県で総苦情件数の40.9%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、異なる傾向がみられた。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中28都道府県で苦情が減少した(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

都道府県	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	件数	都道府県	件数	都道府県
1 東京都	1,416	大分県	207	
2 愛知県	1,192	沖縄県	202	
3 神奈川県	1,183	宮崎県	186	
4 大阪府	848	三重県	180	
5 埼玉県	728	茨城県	162	
全 国	13,136	全 国 平 均	103	

※人口は平成26年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成25年度	平成26年度	増減	対前年度 増減比	都道府県	平成25年度	平成26年度	増減	対前年度 増減比
北海道	216	201	△ 15	△ 6.9%	滋賀県	104	115	11	10.6%
青森県	88	69	△ 19	△ 21.6%	京都府	346	311	△ 35	△ 10.1%
岩手県	87	109	22	25.3%	大阪府	890	848	△ 42	△ 4.7%
宮城县	136	175	39	28.7%	兵庫県	345	386	41	11.9%
秋田県	149	96	△ 53	△ 35.6%	奈良県	96	91	△ 5	△ 5.2%
山形県	133	111	△ 22	△ 16.5%	和歌山县	76	88	12	15.8%
福島県	100	120	20	20.0%	鳥取県	75	52	△ 23	△ 30.7%
茨城県	522	473	△ 49	△ 9.4%	島根県	38	44	6	15.8%
栃木県	227	222	△ 5	△ 2.2%	岡山県	153	164	11	7.2%
群馬県	255	248	△ 7	△ 2.7%	広島県	237	223	△ 14	△ 5.9%
埼玉県	833	728	△ 105	△ 12.6%	山口県	110	117	7	6.4%
千葉県	619	626	7	1.1%	徳島県	44	80	36	81.8%
東京都	1,483	1,416	△ 67	△ 4.5%	香川県	70	81	11	15.7%
神奈川県	1,172	1,183	11	0.9%	愛媛県	185	144	△ 41	△ 22.2%
新潟県	248	213	△ 35	△ 14.1%	高知県	54	47	△ 7	△ 13.0%
富山県	65	57	△ 8	△ 12.3%	福岡県	423	430	7	1.7%
石川県	74	80	6	8.1%	佐賀県	46	39	△ 7	△ 15.2%
福井県	113	94	△ 19	△ 16.8%	長崎県	169	134	△ 35	△ 20.7%
山梨県	113	124	11	9.7%	熊本県	138	99	△ 39	△ 28.3%
長野県	258	203	△ 55	△ 21.3%	大分県	170	242	72	42.4%
岐阜県	227	241	14	6.2%	宮崎県	218	207	△ 11	△ 5.0%
静岡県	519	427	△ 92	△ 17.7%	鹿児島県	161	171	10	6.2%
愛知県	1,287	1,192	△ 95	△ 7.4%	沖縄県	384	287	△ 97	△ 25.3%
三重県	336	328	△ 8	△ 2.4%	合計	13,792	13,136	△ 656	△ 4.8%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成26年度の総苦情件数13,136件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,965件（全体の37.8%）であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が1,775件（同13.5%）であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が6,396件（同48.7%）であった（表3）。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,965 37.8%	1,775 13.5%	6,740 51.3%
規制対象外の 発生源	4,734 36.0%	1,662 12.7%	6,396 48.7%
合計 (%)	9,699 73.8%	3,437 26.2%	13,136 (100%)

3－2. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 26 年度末時点で、全国の市区町村数の 73.7%に当たる 1,283 市区町村であった（表 4）。

表4 規制地域の指定状況(平成26年度末)

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
	市	(%)
市	790	741 (93.8%)
区	23	23 (100.0%)
町	745	462 (62.0%)
村	183	57 (31.1%)
計	1,741	1,283 (73.7%)

3－3. 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 26 年度末時点の臭気判定士免状の取得者数が 3,109 名（前年度 3,189 名）となった。

3－4. 悪臭防止法に基づく措置の状況

3－1. (4) に示したとおり、悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は 4,965 件（前年度 5,286 件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 1,902 件（同 1,922 件）、報告の徴収が 362 件（同 426 件）、測定が 84 件（同 85 件）である。測定の結果、規制基準を超えていたものは 36 件（同 30 件）。同法に基づく改善勧告は 1 件（同 1 件）、改善命令は 0 件（同 0 件）だった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,321 件（同 1,457 件）行われた（表 5）。

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

	平成25年度	平成26年度
立入検査	1,922	1,902
報告の徴収	426	362
測定	85	84
（うち基準超過）	30	36
改善勧告	1	1
改善命令	0	0
行政指導	1,457	1,321
（参考）苦情件数	5,286	4,965

注) 苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。